

奈良県立奈良西養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良西養護学校

2 設置日

令和4年8月1日

3 設置する理由

児童生徒がそれぞれの個性を発揮し、自己実現を図るため、保護者や地域住民等が奈良県立奈良西養護学校の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、地域における共生社会の実現を目指す。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 3名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 9名

奈良県立奈良西養護学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良西養護学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、児童生徒がそれぞれの個性を発揮し、自己実現を図るため、保護者や地域住民等が協議の対象とする奈良県立奈良西養護学校（以下「対象学校」という。）の運営に参画し、その運営に必要な支援や協力をするを通じて、地域における共生社会の実現を目指すことを目的として設置する。

（基本的な方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 予算執行に関する事
- (5) 対象学校と地域の連携・協働に関する事
- (6) その他、対象学校の校長が必要と認める事項

（意見の申し出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

（組織）

第5条 対象学校の校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認めるものを教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行っている者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたとは、その職務を行うこととする。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会をおくことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の者の出席)

第9条 対象学校の校長は、必要があると認める時は、協議会及び部会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(児童生徒の意見反映)

第10条 協議会は必要に応じて児童生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を対象学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務)

第11条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第12条 協議会は、毎年一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第13条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に、提供するように努める。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は対象学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は令和4年8月1日から施行する。